3.4 定期検査報告書の記入要領

3.4.1 一般事項

記入にあたっては、定期検査業務基準書、下記記入要領、及び後掲する作成要領の注釈等を 参考にして、正確に洩れないように注意すること。

- ① 記入は、パソコン出力した場合を除き、黒インク又は黒ボールペンを使用し楷書で記入する。数字は算用数字を用い、単位はSI単位によること。なお、記入訂正は地域法人が 訂正した軽微な部分を除き、検査資格者が訂正印を押印すること。
- ② 報告書の提出先は、特定行政庁の知事、市長いずれかであり、確認申請書の副本等で確かめてから記入すること。
- ③ 報告書は昇降機1台ごとに提出のこと。第一面については複数台を同時に報告する場合、 1枚でも良い。

3.4.2 (第一面) の記入要領

- ・報告者とは建築物の所有者を指すが、所有者から委任された管理者がいる場合は、管理者を報告者とすることができ、氏名を自著する場合は、押印を省略することが出来る。
- ・検査者氏名とは、検査者が2人以上の場合は代表者となる検査者の氏名を記入のこと。
- (1) 所有者とは、建築物の登記上の所有者をいい、法人の場合は法人名称及び代表者氏名と法人 所在地を記入し、分譲の共同住宅においては共同所有と記入のこと。なお変更があった場合 は、変更前の情報も併記のこと。
- (2) 管理者とは、昇降機等の維持管理権限を委任された責任者をいい、所有者が兼ねる場合もある。なお変更があった場合は、変更前の情報も併記のこと。
- (3)報告対象建築物は
 - (4) 設置地の地名番号は建築物が設置されている場所をいい、住居表示の住所を記入すること。
 - (p) 名称欄には建物名称(ビル名)を記入すること。 なお変更があった場合は、変更前の情報も併記のこと。
 - (ハ) 用途には建物用途即ち、事務所、病院、共同住宅、倉庫、店舗等を記入すること。
- (4)報告対象昇降機とは
 - ・昇降機は、一般のエレベーター、エスカレーター(動く歩道)、小荷物専用昇降機、段差 解消機をいう。
 - ・昇降機等は、工作物等に設ける観光用のエレベーター、エスカレーター及び遊戯施設をい う。
 - ※確認申請書の副本等を参考に記入すること。
 - (イ) 報告対象昇降機の台数は全台数を記入する。
 - (ロ) 指摘の内容

台数を記入。

- ①「要是正の指摘あり」は 第二面6欄【イ】で「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた
- ②「要重点点検の指摘あり」は、 第二面6欄【イ】で「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを 入れた台数を記入。但し「要是正の指摘あり」が無いこと。
- ③既存不適格台数は、不適合が出された全台数を記入する。

- (ハ) 指摘事項があれば、「要是正・要重点点検」内容を簡潔に記入する。
- (二) 改善予定の有無は、有無に応じて「レ」マークを選択して記入する。また「有」の場合の改善予定年月は、早いものを併記する。
- (ホ) その他特記事項は、指摘事項以外に特に報告すべき事項を記載のこと。

3.4.3 (第二面)の記入要領

この書類は昇降機ごとに作成のこと。

- (1) 昇降機に係る確認済証交付年月日等
 - (4) 確認済証交付年月日・検査済証交付年月日は、確認や検査を行政庁が行ったのか、指 定確認検査機関が行ったのかを確認の上、年月日と番号を記入する。なお、指定確認検 査機関の場合は、指定機関名を記入する。

(2) 検査日等

- (イ) 今回の検査は、定期検査を行った年月日(複数日にまたがった場合はその最終日)を 記入すること。
- (p) 前回の検査は、昇降機等検査関係団体(経由機関)が前回の定期検査報告書を受理した年月日を記入すること。

なお、初回検査の場合は、未実施チェックボックスに「レ」マークをする。

(ハ) 前回の検査に関する書類の写しは、報告者が保管していることを確認して、有無に「レ」 マークをする。

(3) 検査者

代表となる検査者、並びに当該検査を行ったすべての検査者を記入し、検査資格者認定番号、氏名、勤務先(法人に勤務の場合は、その勤務先とその住所も記入)などを記入すること。

(4) 保守業者

所有者が昇降機、昇降機等について保守業者と保守契約を行っている場合は、保守会社(営業所・出張所等)名とその所在地などを記入し、保守契約を行っていない場合は、その建築物の設備管理責任者名を記入すること。

(5) 昇降機の概要

- (イ) 種類における建築設備とは、建築物に設置する昇降機を云い、工作物とは遊園地、観 光等を目的に工作物に設置する昇降機を云う。
- (p) ~ (ホ) は、該当するものに「レ」マークをする。 なお、人荷用用途の場合は、乗用・人荷用両方に「レ」マークをする。 いす式階段昇降機はエレベーターと「斜行」の両方に「レ」マークを入れる。
- (^) 仕様 電動機の定格速度の記載に当っては、可変速エレベーター・エスカレーター、 UP/DN の異なる油圧エレベーターは、「作成要領」の注釈を参照のこと。
- (ト) 停止階は、停止する階を全て記入する。
- (チ) 製造社名には、当該昇降機を製造した会社名を記入する。なお、主要構造部、制御器・ 安全装置等の改造を行った場合は、設計・製作会社を併記すること。

(6) 検査の状況

- (4)報告対象昇降機(ロ)~(ニ)を参考に
- (4) 指摘の内容とは、検査結果表で〇印の項目の判定が「要是正」の場合、要是正の指摘 ありに「レ」マークをする。

また検査結果表で○印の項目の判定が「指摘なし」か「要重点点検」の場合、各々に「レ」マークをする。

なお、「既存不適格」のみの場合は、「要是正の指摘あり」と(既存不適格)の両方に「レ」マークをする。

- (ロ) 指摘事項があれば、項番・検査項目・内容を簡潔に記入する。
- (ハ) 改善予定の有無は、有無に応じ「レ」マークを記入し、また「有」の場合は改善予定 年日を記入する。

整備確約書及び整備完了届を提出する。

(7) 不具合の発生状況

前回検査時以降に把握した故障、異常動作、損傷、腐食、劣化に起因する戸開走行などについて第三面の「不具合の概要」に記入した内容に応じ、(イ)(ロ)不具合発生・不具合記録の有無に「レ」マークを記入する。

- (n) 改善項目がある場合で、実施済みには該当箇所に「レ」マークを、改善予定については該当箇所「レ」マークと記入と併せその予定年月を併記し、「整備確約書」を添付すること。また改善予定がない場合は、無に「レ」マークすること。
- (8) 備考には、部品交換などによる変更が生じた場合、第一面の昇降機概要の変更や、大臣認定番号などの必要事項を記入する。なおここに書き表せない事項は別紙に記載して添付のこと。
- (9) 遊戯施設の概要

固有名称は遊園地、並びに製造会社が付けた名称を記入すること。 なお、一般名称は法令に準じた遊戯施設の名称を記入すること。

3.4.4 (第三面) 不具合報告の記入要領

前回検査時以降に把握した不具合のうち、第二面の6欄で指摘されているもの以外のものについて、①原因究明されているか、②調整や改修工事で正常に復帰したか、③再発防止策となっているか等を、保守記録等から把握できる範囲で記入のこと。

また前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略できる。

なお、昇降機等の正常な作動による停止は報告対象外である。

※具体的な区分要件等は「定期検査業務基準書」や後掲の「作成要領」を参照のこと。